



(6) 長期優良住宅化改修

耐震改修工事や、一定の省エネ改修工事を行い、長期優良住宅に認定された住宅は、固定資産税が減額されます。

●耐震改修工事を行った場合

対象建物	①昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 8 年 3 月 31 日までの間に一定の耐震改修工事を行った住宅 ②改修工事をしたことで長期優良住宅に認定されること ※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象 ※母屋（専用住宅）とその附属家が別棟の場合で、そのいずれか（昭和 57 年 1 月 1 日以前建築）について耐震改修を行った結果、残りの家屋も含めて耐震改修適合住宅になる場合は、母屋（専用住宅）とその附属家すべてが対象 ※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。 ※新築住宅軽減、バリアフリー改修軽減、省エネ改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。
対象要件	①専用住宅（アパート含む）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの） ②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること ③耐震改修に要した費用の額が 1 戸当たり 50 万円を超えるもの ④改修後の住宅床面積が 50 m²以上 280 m²以下のもの
減額内容	耐震改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（一戸当たり床面積が 120 m ² を超える場合は、120 m ² 相当分まで）の 3 分の 2 を減額
軽減期間	工事完了の翌年度から 1 年間
提出書類	① 特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書 ② 工事契約書等の契約日が確認できる書類 ③ 次のいずれかの書類 ・建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」 ・登録住宅性能評価機関が発行する「住宅性能評価書」および改修工事に係る明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）、領収書（工事費用を支払ったことを確認できるもの） ④長期優良住宅認定通知書の写し ※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。



●省エネ改修工事を行った場合

対象建物	①平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅 ②平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅 ③改修工事をしたことで長期優良住宅に認定されること ※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象 ※専用住宅（母屋）と附属家が一構関係の場合で改修工事を行った場合は、その専用住宅と附属家すべてが対象 ※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。 ※新築住宅軽減、耐震改修軽減、バリアフリー改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。
対象要件	①専用住宅（賃貸住宅は除く）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの） ②改修工事に要した費用の額が、国または地方公共団体からの補助金等を除いて一戸当たり 60 万円を超えるもの（ただし、令和 4 年 3 月 31 日までに改修工事の契約がされている場合は、50 万円以上のもの） ③窓の断熱性を高める改修工事であること ④窓の断熱性を高める改修工事とあわせて行う以下の改修工事も対象 ・天井等の断熱性を高める改修工事 ・壁の断熱性を高める改修工事 ・床等の断熱性を高める改修工事 ⑤改修後の住宅床面積が 50 m²以上 280 m²以下のもの
減額内容	省エネ改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（一戸当たり床面積が 120 m ² を超える場合は、120 m ² 相当分まで）について、3 分の 2 を減額
軽減期間	工事完了の翌年度から 1 年間
提出書類	①特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書 ②建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」 ③工事契約書等の契約日が確認できる書類 ④長期優良住宅認定通知書の写し ※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線 128・129) FAX:0258-62-7062